**国民年金第３号被保険者関係届**

【手続き概要】

この届出は、新たに厚生年金保険の被保険者となった者に扶養されている国民年金第３号被保険者の追加、削除、氏名変更等があった場合、事実発生から５日以内に被保険者が事業主を経由して行うものです。

【国民年金第３号被保険者に該当する者】

下記の両方に該当する者

* + 公立学校共済組合短期組合員に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者
	+ 厚生年金保険に加入している被保険者が６５歳未満

【添付書類】

* + 国民年金第３号被保険者関係届（☆）
	+ 基礎年金番号がわかる書類（年金手帳等）のコピー

　　（短期組合員の被扶養者申告と同時に届出以外の場合は、他にも提出書類が必要となりますので、別途福利課へ問い合わせてください。）

【留意事項】

* 外国人の被扶養配偶者を国民年金第３号被保険者とする場合や、外国人の国民年金第３号被保険者の氏名が変更となった際は、この届書と一緒に「国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届」（☆）を提出してください。尚、提出の際は「福利課宛」「被保険者本人の職員番号・氏名」を記入した付箋を貼付してください。
* 被扶養配偶者が以下の（１）または（２）に該当し、被扶養配偶者でなくなった場合、国民年金第3号被保険者関係届（☆）を提出してください。（公立学校共済組合への届出と同時に）
1. 第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し、扶養から外れた場合
2. 離婚した場合

※ただし、配偶者である厚生年金保険被保険者が退職等により被保険者資格を喪失した場合や、６５歳に到達（誕生日の前日）した場合の届出は不要です。

なお、**死亡の場合、届出は別途必要**です。

☆マーク書類は奈良県福利課ホームページからダウンロードすることができます。